

経済産業省

第 2 回 AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会 議事要旨

＜日 時＞ 令和 7 年 10 月 1 日（水）10:00～12:00

＜場 所＞ みずほリサーチ&テクノロジーズ主催 オンライン会議（Microsoft Teams）

＜出席者＞ 大塚座長、稲谷構成員、柿沼構成員、宋戸構成員、白石構成員、
中原構成員、橋本構成員、福岡構成員、松尾構成員

＜オブザーバー＞ 関係省庁・関係団体

1) 第 1 回研究会の議論の内容について

資料 3 の 3～4 頁に基づき、事務局から前回研究会の討議概要と対応方針について説明が行われた。

2) 想定事例 3 について

資料 3 の 5～14 頁に基づき、事務局から想定事例 3（画像認識 AI の事例）について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

【AI 利用者の過失責任に対する考え方について】

- 人間が高度な AI と協調的に作業を行うと、人間の注意水準は低下するという認知科学的な知見を踏まえると、一定水準以上の精度を持つ AI の利用時に、利用者が AI の検出漏れを発見できなかったことをもって、直ちに利用者の過失を問うことは望ましくない。海外では、AI による適切な診断結果を医師が受け入れなかった結果、治療が遅れて患者に不利益が生じ、訴訟につながった例もあるとのことである。AI を信頼して利用しないとかえって危険な可能性も生じ始めており、そのような方向での議論が望まれる。

【AI 利用時の注意義務の質的転換について】

- 資料の検品受託事業者 B の注意義務について、基本的に異存はない。ある作業において AI を利用する場合、注意義務の対象は、参考裁判例③にも見られるように、人間の作業から AI の適切な作動を確保することへと変化する。AI を利用することで、人間が作業する場合と比べて注意義務が軽減されるわけではないと考えられるため、取りまとめの際は注意していただきたい。

- 人が判断を行う場合は分岐 a 及び b のように個別の事例における異物の発見可能性が問題になることに対し、AI を利用する場合はシステムの適切性が問題となるのであり、過失の次元が異なる点を強調したほうがよい。
- 分岐 a と分岐 b という区分は、第 1 回研究会の想定事例 1 や想定事例 2 には当てはまるが、想定事例 3 を分析する枠組みとしては、必ずしも合致しないように思われる。
- AI を利用することにより、人間による作業と比べて、過失の判断の質的な転換があるという点と、質的な転換があるとはいっても、これまでの過失の議論の延長線上で捉えられるという点は、明確にしておいたほうがよい。
- AI 利用時における注意義務の質的転換は無条件で認められるわけではなく、AI の精度が十分高いことや全件を手で確認することが困難等の事情により、AI の利用に合理性が認められることが必要になると考えられる。
- 注意義務に関しては、AI 利用時の体制構築義務の中に、使用が認められる AI の性能水準という観点が含まれるかという点や、当該領域で精度の高い AI が一般的に利用される状況であった場合に、そのような AI を使用することにまで義務が及ぶのかどうかといった点も論点になり得る。

【想定事例 3 の内容や位置付けについて】

- 「AI 利用者」の定義が不明確な印象を受ける。想定事例 3 における製造業者 C も、AI を用いた検品サービスを利用するという意味では「AI 利用者」であるが、製造物責任という重い責任を負うため、資料 14 頁の表を報告書に記載する際は注意が必要である。
- 想定事例 3 において、検品受託事業者 B は、製造業者 C から引き受けた範囲でのみ検品の責任を負うため、検品受託事業者 B の行為義務の水準はあまり高くないと考えられる。このため、AI の過誤の出力について、検品受託事業者 B や AI サービス開発事業者 A の無過失責任を検討する等の議論の一般化に用いる場合は、注意が必要である。
- 製造業者 C が検品受託事業者 B に委託せず、自社で AI を用いた検品を行う場合も当然想定され、このような場合、製造上の欠陥として過失判断を介さずに製造業者の製造物責任が生じ得る。本事例に関する議論が、既存の過失判断の枠組みの延長で捉えられることを明確にする意味でも、この点について注記すべきである。
- AI サービス開発事業者 A が複数の類似分野の事業者 서비스에提供している場合など、必ずしもユーザーである検品受託事業者 B より検品対象等に関する知識に乏しいとは限らないというケースも想定する必要があるのではないか。

【資料 14 頁：想定事例 1 から 3 の整理について】

- 資料 14 頁の想定事例 1 から 3 の整理について、従来の枠組みに沿った整理が可能である。一般的に、過失は注意義務と結果回避義務を果たしていたかという点で判断されるが、通常、この結果回避義務と注意義務は一般人基準で判断される。ただし、専門家の場合は、専門家としての注意義務と専門家としての結果回避義務があると考え、想定事例 1 から 3 も横断的に捉えることが可能であり、従来の過失の議論とも整合する。分岐 b についても、精度が高いというだけでなく、精度が高いと、注意義務のほか、損害発生の予見可能性や結果回避義務が低減され得ると捉え、それらが過失判断において考慮され得ると考えれば、従来の過失論の枠組みと整合的に整理できるのではないかと。
- 資料 13 頁の AI サービス開発事業者 A の注意義務について、異存はない。資料 14 頁の分類について、A) に記載されている AI 開発者の義務は、B) でも妥当する。また、B) に記載されている AI 開発者の義務の範囲が、AI 利用者との合意によって規定されるという内容は A) でも妥当するため、この A) と B) の対比は、ややミスリーディングであると思われる。
- 資料 14 頁右側の 4 つの考慮要素は、一律に当てはめるのではなく、場面に応じて使い分けることが重要である。また、欧州では、プロファイリングに使用される AI については、AI の自動化された判断に服さないことが想定されていることを踏まえると、②の「リスクの性質・程度」に関わる要件が「生命、身体」のみで十分か、検討が必要である。さらに、④の「便益」という用語に含められる意味が多様であるため、あまり広がらないように捉えていくほうがよい。

【専門家の注意義務について】

- 資料 14 頁右側の判断基準は、想定事例 1 と 3 では当てはまるが、想定事例 2 では当てはまらないように思われる。仮に AI の精度が向上して AI の判断を尊重する義務のようなものが生じ得るとしても、医師や弁護士のような専門家においては、最終的な判断責任を自身が負うという基本線は揺るがないと考えられるため、一般の注意義務と同列に論じることはできない。
- 認知科学の知見からは、トレーニングを積んでいる人であっても AI が高度な正確性を発揮した場合の注意水準の低下は避けられない。当該領域において AI をどう活用すべきかを判断する「適切な利用方法に関する高度な能力」を、専門家としての注意義務の中心とすることが合理的ではないか。

【確率的に動作する AI と因果関係について】

- 想定事例 3 において、仮に AI の精度が不足していたというシステム構築上の過失が認

められたとしても、その結果は確率的に出力されるものであって、当該過失と特定の人物に対する個別の被害発生との間の因果関係を証明することは困難である。

- AIにより確率的に発生する事象に対応するため、新たな因果関係の捉え方を検討することが今後の重要な課題となる。刑法分野では、AI開発者又は利用者にリスクを一定水準以下に低減する義務を負わせ、当該義務への違反が生じている状態で事故が発生した場合には、それを注意義務違反により増加した危険が具現化したものと解釈するというような議論も行われている。
- 今後、確率的因果関係のような考え方にに基づき、割合的に責任を認めていくという選択肢もあり得るのではないか。

3) 想定事例4について

資料3の15～23頁に基づき、事務局から、想定事例4（画像生成AIの事例）について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

【事例の構成や設定について】

- 想定事例4の整理については、以下に指摘されている点を除き、おおむね異存はない。
- 開発者の注意義務自体は、想定事例1～3と本質的に異なるものではない。予想される利用方法に照らして他人の法益侵害の可能性を合理的に低減する開発及び必要な付随措置を講じるという通常の過失判断の延長として整理が可能である。
- 最高裁平成24年判決の判示との関係では、権利侵害（パブリシティ権侵害）及び違法性に加えて、故意・過失の有無を問うことが必要であるという説明が必要であるように思う。
- ツール提供者の主体责任と幫助責任に分けた議論が行われているところ、著作権法を参考にしていると思われるが、差止請求については明文規定のある著作権法と異なり、これが認められるか、また共同不法行為の際にどのように考えるかなどの論点は、一意に決められるものではない。
- 著作権を念頭に検討されている印象を受けるが、パブリシティ権は、複製の時点では侵害とならない点や私的使用として認められる範囲が広い点など、著作権とは性質が異なる。パブリシティ権や肖像権は、著作権に比べて権利侵害となる利用態様が狭いため、不法行為が成立すると判断される場合も少なくなるという評価も可能と考えられる。
- 資料22頁の分岐bについて、AI開発ベンダD社によるAI提供行為が単独でパブリシティ権を侵害するという整理によると、AI開発ベンダD社の不法行為を、アパレル業E社が画像を商業利用することによる侵害行為とは別に考えることになる。他方、参考

裁判例⑧及び⑨では、1つの著作権侵害行為があり、その主体が誰かということが問われているため、完全に対になるような形で整理してよいか気になった。

→ 分岐 b におけるアパレル業 E 社の行為が資料中に明示されていないため、画像出力自体を問題とするのか、その後の商業利用を問題とするのかが明らかでない。アパレル業 E 社の行為は明示したほうがよい。

- 資料 20 頁について、結論として異存はないが、参考裁判例⑩のカラオケ装置は、利用者による権利侵害行為を生じさせる蓋然性がかなり高いケースであるのに対して、画像生成 AI は使い方に依存する側面があるため、これと同様に整理をしてよいかは検討が必要に思われる。
- 権利侵害防止措置を取るべき目安として、データセットの規模が挙げられている点に違和感はないが、具体的な規模については、技術的妥当性の確認や検証が必要である。
- データを学習させた時点では無名だった人物が後に著名人になった場合など、時間経過の中で権利侵害リスクが発生した場合に、どの主体がどのような注意義務を負うかという点についても整理が必要ではないか。継続的に提供されるサービスであれば、契約で適切なアップデートを行うことを定めることも考えられるが、買い切り型の製品では深刻な問題となる可能性がある。

4) 想定事例 4 の立証上の論点について

【過失の判断について】

- 過失の択一的・概括的認定と包括的推定は区別が必要であり、過失を構成する義務自体の特定が択一的にも概括的にも困難な場合にまで推定を広げることについては、慎重な検討が求められる。
- 今回は想定事例 4 についての整理であるが、想定事例 3 における検品受託事業者 B の過失判断においても、検品受託事業者 B が用いた AI の精度や講じたリスク低減措置の内容は被害者（消費者 V）からは把握が難しいため、立証上の配慮に関する検討が必要となり得る。

【実効的な証拠収集について】

- 文書提出命令の相手方が訴訟当事者である場合と第三者である場合で、要件や運用に差異が生じるかという点については論点となり得る。
- 営業秘密を理由とする不開示が想定されるため、特許訴訟におけるインカメラ手続のような仕組みの導入を立法論として検討することが考えられる。実務上の守秘義務契約等の補完策もあるが、制度的裏付けがないと実効性に欠ける。
- 証拠を出すよりは訴訟に負けて、あるいは和解によって金銭で解決するといった方が

得だから証拠を出さない、ということが多くなると、結局、安全性を高めるための情報は集まらなくなってしまう。行政による規制・監督のための証拠に関する情報収集の仕組み等、民事訴訟以外の制度との連携も視野に入れて、社会全体として AI の安全性を確保する仕組みの設計が重要である。

5) 全体を通して

【座長総括】

- 想定事例 3 では、過失判断の焦点が「個々の検査結果の確認」から「AI が望ましい作動をするためのシステム設計・運用」に移るとの理解が広く支持された。これは、過失の内容が変わったということであり、「注意義務が軽減した」ということではないため、そのような表現や位置づけは適切ではないという指摘があり、重要である。
- 資料 14 頁について、従来の予見可能性や結果回避義務の枠組みで、高精度 AI が過失判断に与える影響についての整理が必要であるとの指摘があった。
- （検査について）システムを用いること自体の適否の問題があり（注意義務の質的転換）、検査の精度が高いか否か等を基準とする資料 14 頁の分類は、システムを用いること自体の適否を判断する基準と捉えることができるとの指摘は重要である。そして、これを、AI を用いることの適否についての過失の判断基準として用い得るという指摘は、納得感のある考え方である。
- 想定事例 4 では、時間軸に関する指摘を踏まえ、AI 開発ベンダ D 社がどの時点でのどのような注意義務を負うかという点について整理が必要であるとの指摘があった。過失はそれぞれの時点で判断すべきであるが、開発者にアップデートの義務がある場合は D 社の過失が問題となり得ると考えられる。
- AI により、専門家の注意義務の内容がシステムの使い方・運用に変わっていくのではないかと指摘があったが、民法においては、最終的な判断の責任は専門家が負うべきという考え方がやはり主流と思われる。
- 「AI 利用者」の定義が不明確との指摘があった。製造業者 C 自身が AI を用いる場合も「AI 利用者」となり得るため、製造物責任の扱いを含めて、検討が必要である。
- 想定事例 4 では、故意・過失の記載を補強する必要があるとの指摘や、D 社に裁判例におけるカラオケ装置のリースの事業者ほどの関与があるかは明らかでないとの指摘があり、報告書での表現に反映したい。
- 立証論について、文書提出命令に関して訴訟当事者か第三者かの区別が必要であるという点や、インカメラ手続の必要性を言及すべきとの点は重要である。
- AI の適正化・安全性確保に向けた情報収集のために、他制度との連携により、情報が社会に還元される仕組みを実現することが必要であるとの指摘があった。極めて重要

であると思われる。

- 因果関係に関して、個別的因果関係の立証が困難な AI 特有の問題について、AI の確率的な挙動と因果関係との関係をどのように考えていくか、問題提起があった。

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-1511（内線：3961～3963）